

## よくある質問

### 手続・書類等について

#### ＜新規入室＞

- Q. 申請受付日の3日間（一斉申請受付日）に行けないと申請できませんか。
- A. 申請受付日以降は市役所保育課窓口で受け付けております。令和6年12月27日(金)頃までに申請してください(郵送での申請はできません)。  
また、申請の際は、土曜開庁日や毎週木曜日の夜間開庁日もご利用ください。
- Q. 初めて児童クラブの申請をします。児童クラブへ申請書の提出ができますか。
- A. できません。一斉受付会場及び保育課の窓口のみで受け付けます。
- Q. 新3年生の上の子は児童クラブに申請するよう言われましたが、新1年生となる下の子も申請する場合は、どこで申請すればいいですか。
- A. 児童クラブでは新1年生等新規の入室申請を受け付けることはできません。新規入室児童の申請がある場合は、兄弟姉妹分を同時に一斉受付又は保育課窓口で申請してください。
- Q. 就労証明書が一斉申請受付日に間に合わない時はどうすればいいですか。
- A. 申請に必要な書類がそろわない場合、申請を受け付けることができません。書類が整い次第、令和6年12月27日(金)頃までに、入室申請書とあわせて市役所保育課窓口にて申請してください。
- Q. 就職内定しています。まだ勤務を開始していませんが、就労証明書は必要ですか。
- A. 必要です。内定の方は、就労予定という形で就労証明書を作成してもらい提出してください。  
なお、後日就労証明書の再提出が必要な場合があります。

#### ＜新規・継続 共通＞

- Q. 保護者負担金算定資料が申請時点では準備できません。
- A. 源泉徴収票の発行は早くとも年末であり、入室申請時点で準備できないと思われるので、令和7年3月14日(金)までに、窓口へ直接又は郵送で保育課まで提出してください。(算定同意書及び算定資料に限り郵送可)
- Q. 保護者負担金が毎年最高額での決定なのにもかかわらず、源泉徴収票等を用意するのが手間です。必ず提出しなければならないのでしょうか。
- A. 保護者負担金について、最高額での決定に同意される場合は、源泉徴収票等算定資料の添付は不要です。「保護者負担金算定同意書」に必要事項をご記入のうえ、入室申請書と同時に提出してください。  
なお、前年度に比べ所得が下がった場合や、扶養家族が増える等家族状況が変わった場合は、保護者負担金額が変わる可能性がありますので、算定資料を添付することをおすすめします。

Q. 「保護者負担金算定同意書」について、期限までに提出しなければ最高額の決定となるのであれば、そもそも提出しなくていいですか。

A. 最高額での算定への同意が確認できない場合、不足書類があるとして、保育課からご連絡する可能性があります。最高額での決定に同意される場合は、「保護者負担金算定同意書」に必要事項をご記入のうえ、入室申請書と同時に提出してください。

Q. 離婚し、母子家庭になる見込みですが、夫（子の父）の就労証明書は必要ですか。

A. 申請日時点で離婚が成立していなければ、基本的に必要です。ただ、離婚調停中の場合は、保育課までご相談ください。

また、申請後に離婚が成立した際は、変更届の提出等お手続きが必要な場合があります。保育課までお問い合わせください。

Q. 今回の申請の結果は、いつ頃分かりますか。

A. 令和7年2月上旬を予定しています。また、新規入室児童の入室説明会は、3月上旬に各児童クラブで実施予定です。

### **入室条件等**

Q. 入室するために必要な就労条件はありますか。

A. 週4日以上かつ午後3時以降も就労していることが条件です。

例えば、契約上は週3日になっているが、実際は週4日以上働いている場合などは、就労先で就労証明書を発行してもらう際に、備考欄にその旨を記載してもらうなど、必ず就労条件を満たしていることが分かる証明書を提出してください。

Q. 雇用契約上の勤務時間は午後3時までですが、育児時短勤務制度を利用しており、実際の勤務時間は午後1時までです。入室申請できますか。

A. できません。週4日以上かつ午後3時以降も就労していることが条件です。

Q. 求職中ですが、その場合でも申請できますか。

A. 4月入室の申請は、求職中では受付できません。内定決定又は勤務開始してから、就労証明書を含む書類を全て揃えて最終締切期限の令和7年3月14日(金)までに市役所保育課窓口申請してください。なお、5月入室以降は求職中でも1か月間の限定入室ができます。

Q. 育児休業中でも申請はできますか。

A. できます。その場合、就労証明書に育児休業取得予定期間を記載してください。復帰後は、最新の就労証明書を提出してください。

Q. 保護者が就学又は職業訓練に通っていますが、その場合でも申請できますか。

A. 在学していることが分かる書類(在学証明書等)とカリキュラムの時間割の提出が必要です。

Q. 保護者が病気療養中で就労していませんが、その場合でも申請できますか。

A. 医師の所見と、保育が困難であるという内容が記載されている医師の診断書が必要です。

Q. 保護者の希望により、住所地以外の小学校区の児童クラブに入室できますか。

A. できません。通学する小学校区の児童クラブへの入室になります。

## 転入・転居等

- Q. 3月末に新居が完成し、富士見市に転入予定です。申請するために何か必要ですか。
- A. 転入を証明する客観的資料として、建物の建築請負契約書等のコピーが必要です。
- Q. 2月末にアパートを借りて富士見市に転入します。転入前に申請できますか。
- A. できます。アパート等の賃貸借契約書のコピーを添付して申請してください。
- Q. 富士見市に転入予定ですが、転入先の住所が確定していません。申請できますか。
- A. 確定してから申請してください(小学校区が確定しなければ申請できません)。
- Q. 富士見市に転入する場合、上記書類の他に必要なものはありますか。
- A. 保護者負担金について、算定資料を提出し算定を希望する場合は、令和6年1月1日時点に住民票があった市町村で発行される「令和6年度 市・県民税(非)課税証明書」が必要です。
- Q. 市内で転居をするかもしれません。その場合の申請はどうすればよいですか。
- A. 転居日と転居先の住所が確定していない場合は、現在の住所地の小学校名(児童クラブ名)を記入して申請してください。転居先が決まりましたら保育課へ速やかに住所変更の届出をしてください。
- Q. 上記の場合、転居先の賃貸借契約書があれば、転居先の児童クラブの申請ができますか。
- A. 契約締結後であれば、その契約書のコピーを申請書に添付することで、転居先の小学校名(児童クラブ名)を記入して申請できます。

## その他

- Q. 児童クラブを見学することはできますか。
- A. できます。学区の児童クラブへ直接電話して申し込んでください。
- Q. 児童クラブを退室するにはどうすればよいですか。
- A. 退室届を記入し、市役所保育課窓口へ提出してください(郵送可)。提出期限は退室を希望する月の25日(25日が土日祝の場合は直前の平日)です。退室日は毎月の月末です。例えば8月末日で退室する場合は、8月25日までに保育課へ届くよう退室届を提出してください。また、期日を過ぎて到着した場合は翌月の退室となり、保護者負担金等が発生しますのでご注意ください。
- Q. 保護者会について聞きたいです。
- A. 保護者会は市が関与する団体ではありません。クラブまたは保護者会へ直接お問い合わせください。

\* 各種申請書類の様式は、保育課・富士見市ホームページ・各児童クラブで入手可能です。